

# 第3号

## はばたき福祉事業団

〒162-0814  
東京都新宿区新小川町9番20号  
新小川町ビル5F  
TEL 03-5228-1200  
FAX 03-5227-7126



はばたき福祉事業団は、薬害エイズ被害者の救済事業を行う団体です

### 健康管理・医療・生活・福祉に関する 総合基礎調査の中間報告

東大健康社会学HIV研究会 関 由起子



原告患者による調査の結果が集計段階に入りました。今回の報告は240名の結果です。30ページに及ぶ膨大な調査項目があり、今回お知らせするのは、ほんの一部分です。

#### ● 回答者の概要

男性が95%を占め、二次・三次感染の女性が5%でした。年齢は、14〜69歳で、20〜30代が68%です。配偶者のある人が24%、子供を持つ人が18%で、世帯形態は一人暮らしが17%、それ以外の人は誰かと同居していました。

#### ● 健康状態

(一)CD4細胞数 200/μl未満の人が29%、ウイルス量 400コピー/mlを超える人が34%、48%の人が何らかの日和見感染症にかかったことがあり、13%の人がAIDSを発症していると答えていました。

(二)この一カ月の健康状態は、「まあ良い」69%が最も多く、「あまり良くない/悪い」は19%でした。

#### ● 受診・入院状況

(一)「HIV治療で受診した医療機関」は、割合が多い方から「エイズ治療拠点病院」「エイズ治療・

研究開発センター」「ブロック拠点病院」「拠点病院以外の病院」「診療所」でした。

(二)33%が過去二年間に入院経験があり、「薬の副作用のため」25%や「新しい薬を始めるため」24%と薬に関連した入院が多くあげられていました。

#### ● 健康管理の現状

(一)「HIV感染症などの病態・経過/検査・治療」などの情報を得る機会は、「十分にあった」人が55%、「なかった」人も15%程度いました。

(二)「定期的な通院」98%「薬を処方どおり飲む」94%は高い割合でしたが、「納得できるまで医師から説明を受ける」82%、「治療に必要な情報を集める」69%で、やや低い割合でした。

#### ● HIV陽性告知について

(一)本人に最初に告げたのは、「非加熱製剤を処方していた医師」33%、「その他の医師」26%、「非加熱製剤を処方していた医師→家族→本人」11%でした。

(二)告知を受けたのは89年以前37%、

90〜95年が43%、96年以降が20%でした。

(三)医師の行動が不適切と感じた割合は、「非加熱製剤でHIV感染する危険性の説明の時期」83%、「抗体検査を行った時期」71%、「患者への告知時期」65%でした。

#### ● 就労・就学状況

(一)就労者は、「職場の人間関係に恵まれていない」82%、「仕事にやりがいやおもしろさを感じる」65%と感じている一方、「仕事のためにとっても疲れる」55%、「職場の同僚にHIV陽性を知られないように、いつも警戒心が働く」62%と感じていました。

(二)非就労者の72%が「出来れば仕事に就きたい」として就業を希望していました。

(三)就学者の27%は、年に30日以上欠席、もしくは長期休学中でした。

#### ● 生活と偏見・差別

(一)「現在、生活を支えている収入」は、「自分の就労」50%、「家族の就労」31%、「健康管理費用」58%、「障害年金」28%、「預貯金の取り崩し」26%でした。将来の経

済的な生活については62%が「不安がある」と感じていました。

(二)「保健・医療・福祉あるいは行政従事者による差別」を18%の人が経験していました。

#### ● 薬害に対する気持ち

薬害HIVを発生・拡大させた責任の程度と、それに関連して疑問や怒りを感じた程度は「製薬会社」「厚生省」では極めて高く、「血友病専門医たち」「当時の主治医たち」に對しても高く感じていました。

#### ● ソーシャルサポート

ネットワーク「就労や就学、福祉制度の利用に役立つ情報の提供者」は「HIV関連団体の人」39%や「医師」38%でしたが、「いない」人も約10%いました。「どのような状態にある時でも意向や気持ちを汲んで対応してくれる人」は「父母」66%以上に、「医師」38%、「看護婦」25%もあげられていました。



調査を分析する研究者たち

# 一九九七年度活動報告(要旨)

## 創立の年を振り返って

本事業団は平成九年四月に薬害エイズ被害者救済センターとして発足しました。六月には本部事務所を構え、被害者を中心とした事務局体制をとり、被害者救済活動の大きな拠点となりました。

四月には、厚生省の委託を受けて遺族等相談事業が始まり、のぞみの会の運営、訪問相談、電話相談を行う体制を作り、相談事業の基礎固めを行いました。

また、恒久対策の一環として設置された「エイズ治療・研究開発センター」が稼働し、各地の患者一四二人が治療検診に訪れました。医療状況の大きな変化も加わって、患者の医療は改善されつつあります。

北海道支部においては、北海道HIV訴訟の記録「北にはばたき」の発行、北海道HIV臨床懇話会の開催など着実な活動を行いました。東北支部は大阪原告団と共同で支部が運営され、若い人たちが支部活動に参加するようになり、今後が期待されます。中部支部は多数の支援者の協力のもと名古屋で「事業団支援コンサート」を開催し、千五百人の参加者から多額の寄附をいただきました。九州支部においては青森の原告との交流、南九州の大阪訴訟原告との交流を成功させました。

こうして本部・支部を無事開設でき、創立の年としての基礎固めを終えました。

## 各種事業報告

### 一 医療対策事業

#### (一) 治療検診事業

治療検診事業は、毎週月曜日に「治療検診」として「診察日」を設け、「エイズ治療・研究開発センター」で行われました。参加者は延べ一四二人でした。検診の後にセミナーを設けて、病気に対する考え方等について研修を行いました。

治療検診に参加することによりセカンドオピニオンという考え方を患者と地元医療者が認識するようになったこと、地元医療とセンターとの連携を患者の努力で作っていったこと、各地の検診参加者がはばたき福祉事業団を身近に感じるようになったことなどが、成果としてあげられます。セミナー終了後には各地から集まった患者どうしの交流を行っています。九州と青森の検診参加者との交流も生まれています。

各地から研修のためエイズ治療・研究開発センターを訪れている医師・看護婦もセミナーにオブザーバー参加しています。二次的成果としてエイズ治療・研究開発センターの研修生が、はばたき福祉事業団で被害

者の救済医療について継続して研修を行っていることがあげられます。

#### (二) 相談活動

主な活動は、エイズ治療・研究開発センターの患者に対するケアでした。今後は各地の医療施設の患者相談として活動を広げたいと思います。

#### (三) 医療相談会

医療相談会は、北海道支部で四回、東北支部で二回、中部支部で四回行われました。

### 二 遺族事業

#### (一) 遺族等相談事業

遺族等相談事業については、厚生省の事業委託を受けて、電話相談・訪問相談を行いました。相談員は、各地支部の推薦のうえで理事会で承認され活動を行いました。

① 遺族相談会(のぞみの会)は年に八回開催されました。地方相談会は全国の三ヶ所で、また九州支部では五回の遺族会を行っています。

② 遺族からの要請によって、相談者の自宅もしくは最寄りの地において、相談員が出張し、相談を受けました。地方で孤立する遺族等へのケアの他に、重い内容の相談を常に背負うことになった相談員相互における問題解決が特に重要でした。

#### (三) 事務所相談

はばたき福祉事業団に事務所を設けて専従相談員が電話相談に当たりました。また、各支部でもさかんに活動が行われました。

#### (四) 相談員研修

年に二回、当事者同士の相互援助などについて研修が行われました。

### 三 被害者福祉援護事業

#### (一) 患者家族宿泊施設運営事業

「エイズ治療・研究開発センター」そばにマンションを借り上げ、宿泊施設を介護家族のために提供しました。継続的に利用が続いており、利用状況によっては次年度途中であっても規模の拡大を検討することも考えられます。

#### (二) 支部役員研修会

支部役員研修会は、相談員研修会と合同で開催されました。各支部においては、支部立ち上げなどの準備のため、実質的には次年度の計画となりました。

### 四 調査研究事業

#### (一) 調査準備委員会

今後、被害者の生活と健康を改善する恒久対策を実現していくためには、現状の把握や問題の解決が不可欠であり、そのために、はばたき福祉事業団では調査研究を事業のひとつ

つとして位置づけ、その協力を研究者に依頼しました。調査準備委員会では、患者本人や家族、遺族も参加することにより社会的・実践的にも意義の高い調査研究を組むことを目的としました。東京大学大学院医学系研究科健康社会学教室の協力を得ながら、調査の実施準備をすすめて、十二月末には答申書を提出し、引き続き調査委員会としてアンケート調査を開始しています。

### 五 教育啓発事業

#### (一) パンフレット作成

パンフレット作成は初回三万部印刷後配布を終了し、後に三万部増刷を行い、次年度予算を先取り執行しました。

#### (二) 機関紙印刷

機関紙「はばたき」は、平成十年一月に創刊、平成十年度に入り五月には第2号をそれぞれ三千部ずつ発行し、賛助会員、医療機関、報道機関に郵送配布しました。「はばたき」は、医療関係者、報道関係者、HIVボランティアなどに認知され、はばたき福祉事業団の動向が注目されるようになっていきます。

#### (三) 講演活動

エイズ問題をテーマにはばたき福祉事業団に対する講演・講師依頼が寄せられるようになりました。

## 収支決算書

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで(初年度)

## 収入の部

1997/4/20 第2次補正

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
基本財産利息収入	3,000,000	0	3,000,000	弁護士事務局にて拠出金管理のため未収、拠出金に上積加算
賛助会費収入	4,000,000	2,578,500	1,421,500	法人会員83口 個人352口 学生25口ほか
遺族弔慰事業補助金	20,000,000	18,312,000	1,688,000	厚生省遺族弔慰事業委託費
寄付金収入	5,000,000	3,161,849	1,838,151	H I V被害者援護資金(大分) 個人大口寄付2件ほか
原告団拠出金取崩収入	140,800,000	67,000,000	73,800,000	
雑 収 入		187,666	△187,666	宿泊施設利用料ほか
当期収入合計	172,800,000	91,240,015	81,559,985	

## 支出の部

(単位:円)

大科	中科目	小 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
事業費			71,800,000	34,375,543	37,424,457	
	医療対策事業		36,900,000	9,671,575	27,228,425	
		治療検診	29,000,000	9,276,655	19,723,345	参加人数142 参加者交通費775,160 スタッフ雑給81,275 検診案内発送費16,200検診宿泊費1,194,120 雑費112,455
		医療顧問班会議	600,000	0	600,000	
		医療研究会	1,800,000	0	1,800,000	
		相談活動費	3,500,000	0	3,500,000	
		医療相談会	2,000,000	394,920	1,605,080	10月26日名古屋 2月15日静岡 2月22日名古屋
	遺族事業		23,000,000	19,597,491	3,402,509	
		遺族弔意事業・管理運営費	20,000,000	12,519,697	7,480,303	
		遺族弔意事業・遺族相談会		3,466,344		のぞみの会 全8回開催
		遺族弔意事業・訪問相談		1,567,881		四国 沖縄 北海道 大分 東京など
		遺族弔意事業・相談員育成研修		934,274		トレンディ東大島宿泊研修会 本部研修会
		遺族交流会	500,000	0	500,000	
		遺族相談会交通費補助	2,500,000	1,109,295	1,390,705	のぞみの会参加者のうち39名に支給
	被害者福祉・援助事業		5,900,000	1,753,632	4,146,368	
		患者家族宿泊施設運営費	2,400,000	1,735,887	664,113	
		支部役員研修会	3,500,000	17,745	3,482,255	
	援助・相談員等育成事業		1,700,000	157,335	1,542,665	
		相談援助スタッフ研修会	1,700,000	157,335	1,542,665	トレンディ東大島研修 支部役員等参加者宿泊交通費
	調査研究事業		1,800,000	2,008,460	△208,460	
		調査準備委員会	1,800,000	2,008,460	△208,460	研究者側研究準備費用 コピー費 パート費用 スタッフ交通費など
	教育啓発事業		2,500,000	1,187,050	1,312,950	
		パンフ作成費	1,000,000	1,024,800	△24,800	リーフレット30,000部 追加30,000部振込み伝票レイアウト費等
		機関紙費	1,500,000	162,250	1,337,750	機関紙「はばたき」創刊号2号各3,000部 印刷費 レイアウト費
維持運営費			29,000,000	29,356,392	△356,392	
		会議費	2,200,000	1,587,100	612,900	理事会 役員交通費 全8回開催
		本部運営費	1,000,000	5,436,499	△4,436,499	本部交通費1,726,714 設立準備金1,311,186 電話加入権 305,760 事務消耗品 321,397 通信費 431,720ほか
		支部運営費	4,000,000	2,107,997	1,892,003	
		本部人件費	8,800,000	7,685,700	1,114,300	事務局長1 経理1 事務1 臨時バイト
		支部人件費	8,800,000	4,503,500	4,296,500	事務局員1 パート 臨時バイト
		本部事務所維持費	1,800,000	5,363,858	△3,563,858	本部保証金2,883,000 家賃2,178,143 仲介手数料302,715
		支部事務所維持費	2,400,000	2,671,738	△271,738	
特別支出			72,000,000	18,694,223	53,305,777	
		マンション購入費	72,000,000	18,694,223	53,305,777	
当期支出合計			172,800,000	82,426,158	90,373,842	
当期収支差額			0	8,813,857	△8,813,857	
次期繰越収支差額			0	8,813,857	8,813,857	

# 書籍紹介

## 「北にはばたき」千五百冊

札幌地裁の薬害エイズ訴訟が集結したことを機に、北海道HIV訴訟原告団・



弁護団・「支援する会」が共同編集をし、道支部が発行しました。訴訟の記録をはじめとして、道内支援団体の活動や今後の医療体制など、道内のHIV問題を網羅しています。とりわけ原告の陳述書を胸をうちます。事業団から全国の図書館へ五百冊寄贈します。

お求めは北海道支部まで電話かFAXで。(011-551-4439)

## 「キリンのキリコ」千二百冊(税別)



HIVの問題に対して「人権差別」を正しく知る大切さを訴える絵本。感染した子供の目の高さになって、受けた差別に

する心の痛みと、HIVを知って行く事で、差別してしまった子供の心の変化を描いています。

発行：構造社出版株式会社  
文：いのうえゆみこ  
絵：さとうゆみ  
監修：鈴木篤(東京HIV訴訟弁護団副団長)  
お求めは書店で。

## 「エイズ予防法を問う」五百冊

エイズ予防法の廃止については、最も先進的に廃止の活動を行ってきた「HIV

### 薬害エイズ隠しと差別と偏見の元凶 エイズ予防法を問う



HIV薬害訴訟を支える会・大分

V薬害訴訟を支える会・大分の発行。予防法関連の年表をはじめとして、エイズパニック時の報道、厚生大臣交渉の記録など、予防法を知るためには、最高の教科書と言えます。長く活動の中心にいた徳田弁護士の講演記録を読んで、予防法の問題点を整理し、新感染症予防法案についても反対運動を展開しましょう。

お求めは徳田靖之法律事務所まで。(0975-37-3344)

# ビデオ紹介

## 「人間の尊厳をかけて」二千円



薬害エイズ事件について、正しい理解を促すために、東京HIV

訴訟原告団と弁護団が共同で制作しました。被害者がいのちをかけてたたかった事件発生から現在までの十年間の記録を40分にまとめています。すでに全国の医学系大学の図書館に寄贈されました。お求めおよび貸出しについては、事業団本部、各支部までお問い合わせ下さい。

### 1998年度収支予算書(要旨)

収入の部		支出の部	
科 目	予算額	科 目	予算額
賛助会費収入	4,500	事業費	53,900
遺族弔慰事業補助金	30,000	医療対策事業	6,500
寄付金収入	5,000	治療検診	1,500
原告拠出金取崩収入	53,000	医療相談会	2,000
雑収入	200	医療顧問班・研究会	1,500
収入合計	92,700	医療情報活動費	1,500

科 目	予算額	備 考
事務所相談	16,000	厚生省委託事業
訪問相談	7,000	厚生省依託事業
遺族相談会	4,000	年4回 厚生省依託事業
地方相談会	1,000	厚生省依託事業
相談員研修	2,000	厚生省依託事業
遺族相談会交通費補助	4,000	
被害者福祉・援護事業	4,500	
患者家族宿泊施設運営	2,000	マンション維持管理費
支部役員研修会	2,500	
調査研究事業	5,400	
調査委員会	5,400	初年度被害実態調査(本人)
教育・啓発事業	3,500	
学会・会議費	1,000	学会・会議参加費/資料作成費
パンフレット作成費	500	
機関紙費	750	
「北にはばたき」寄贈	1,250	500カ所寄贈
維持運営費	37,700	
会議費	2,000	
本部運営費	3,800	
支部運営費	4,500	
人件費	20,600	
事務所維持費	6,800	
特別支出	1,100	
パソコン	1,100	パソコン3セット インターネット契約
支出合計	92,700	

### 平成十年度事業計画

- 一、医療対策事業は、①治療検診 ②医療講演会
- ③医療相談会 ④医療顧問班会議・医療研究会 ⑤医療情報の収集・提供に取り組みます。
- 二、遺族等相談事業は今年度から対象が患者本人・家族にも拡大されました。①事務所相談 ②訪問相談 ③電話相談 ④遺族相談会 ⑤各地相談会 ⑥相談員研修会を行います。
- 三、調査研究事業はすでに患者を対象としたアンケート調査を始めています。遺族の被害実態調査の準備に入ります。
- 四、教育啓発事業では賛助会員の拡大、薬害根絶の啓発活動などを行います。

# 第十二回国際エイズ会議に参加して

専務理事 早川 雅人



六月二日から七月三日にかけてスイスのジュネーブで開催された第十二回国際エイズ会議「Bridging the Gap」にエイズ予防財団の派遣事業NGO部門に応募して参加しました。今回の会議のメインテーマは、「南北間の格差をかくすためにあらゆる分野で努力する」ブリッジング ザ ギャップ」です。そのため開発途上国からの参加が多く、研究発表五千題中四一%が、開発途上国からのものでした。

会場は、空港の隣にある「PAL EXPO」という広大な総合展示場が使用され、主催者の公式発表として七月二日の時点で、一三六カ国から一三四〇四人が参加登録したとのことでした。会議形式は、大きく四つの部門に分かれていて、基礎、治療研究、サーベイランス、社会・人権問題を取扱いました。

医療面での研究発表については、多剤併用療法の効果について、「バンクターバー」で期待が集まっていた多剤併用療法について、「二年たったジュネーブで現実を報告する」という基調での報告が多くありました。重

い副作用、たくさん薬を飲むという精神的圧迫感、経済負担など、それぞれ日本でも現実に発生している課題が報告され、医師、製薬会社、科学者、国家はさらに努力すべきであるというまとめが相次ぎました。

製薬会社のブースでは、多剤併用療法を含む化学療法が主流で、新薬がさかんに宣伝され、特に非核酸系逆転写酵素阻害剤サステイバ(SUSTIVA)と逆転写酵素阻害剤アバカビル(ABACAVIR)という新薬が注目されました。どちらも脳関門を越えて中枢神経に到達することがわかっていて、米国で今秋、認可になる予定です。プロテアーゼ阻害剤については、アンプリナビル(AMPRENNAVIR)が本年秋季にアメリカで認可になる予定です。この薬は、他のプロテアーゼ阻害剤との組み合わせにより、特に強い効果を発揮することです。

日本からも、エイズ治療・研究開発センターおよびブロック拠点病院のスタッフがたくさん参加していて、きつと会議の成果を持ち帰って患者の医療水準向上のためにさらに努力されるだろうと思います。

今、日本では、米国などで続々と開発され認可されていく新薬がスムーズに輸入・治験される流れに黄色信号が点つています。和解後に実行された拡大治験制度は大きな効果をあげましたが、次々と米国で開発される新薬を日本で使うためには、抜本的な制度の改革が必要です。米国で使用できる薬が日本国内では使用できないという事態を避けねばなりません。



# 被害者の思いを碑の建立に

東京HIV訴訟弁護団 福地 直樹

昨年八月に当時の小泉純一郎厚生大臣と原告団との間で交渉が行われました。これは菅直人前厚生大臣との、少なくとも年一回大臣交渉を行うとの約束に基づき行われたものです。

それまでの交渉では厚生省の事務方は、碑の建立を拒否し続けてきましたが、遺族原告の「薬害エイズを発生させた国の責任を明確にし、被害の悲惨さを歴史に留め、その教訓を生かして国は二度とこのような悲惨な薬害を起こさないことを社会に対して誓って欲しい」という思いを受けとめ、小泉厚生大臣は一転して碑の意義を認めそれを約束しました。そして議事確認書にも「厚生省は原告団が要求している薬害根絶誓いの碑について碑を建立する意義を認めその実現を図る」と明記されました。

その後碑の内容を具体的にするための協議が原告団と厚生省の間で行われました。ところが協議の中で、厚生省が碑の趣旨・性格について、原告団の要求や思いとはかけ離れた理解をしていることが判明しまし

た。厚生省は薬害根絶を社会や国民に対して誓うのではなく、厚生省の職員が薬害再発防止を自戒しながら職務に精励するために建立するのだ、と豪語したのです。

こうした碑の趣旨・性格の認識の違いは碑文や設置場所にも明確に表れています。つまり、「薬害根絶誓いの碑」という碑名を入れることを拒否し、碑文にも「薬害根絶を誓う」という文言を入れることを頑なに拒んでいます。設置場所についても霞が関の合同庁舎敷地内に建てることは承知しましたが、社会に向けて誓うという碑の趣旨からはほど遠い場所を厚生省は提示しています。

厚生省が、原告団の要求をすり替えて理解しようとしていることは明らかであり、和解後においても、厚生省の薬害隠しの体質が何ら変わっていないことを示すものです。薬害根絶はすべての国民の願いでもあります。私たちはこのような厚生省の態度を決して許すことなく、改めて薬害エイズ発生についての反省を求め、原告団の思いを真に反映するような碑の建立を実現しなければなりません。

# 各支部の活動から

## 「支援する会」の活動を 引き継いで 北海道支部

七月には、恒例の医療講演会と交流会を札幌で行いました。基本に戻ると共に、最先端の治療情報を得て、治療に向かう姿勢を新たにしました。



集会（7月19日）

「北海道HIV訴訟を支援する会」が七月の集会をもって解散しました。今後の活動のすべてを支部が引き継ぐことになり、その責任の重さを痛感しています。特に賛助会員を

## \*賛助会員数

一九九八年八月現在  
学生 二六名 三三〇  
個人 五二二名 七一〇〇  
法人 三二名 八七〇

新年度の振り込み用紙を同封致しますので、会費未納の方はお振り込みをお願いします。

## 交流会の成功に向けて

### 東北支部

東北支部では、普段からなかなか会う機会がない原告の皆さんと相談会かねた交流の場を持ちたく、東北在住の全ての原告を対象として九月に岩手県盛岡市にて「みちのくクエスト'98」と題した交流会を開催することとなりました。医療講演会や各専門分野の方々を交えてのグループ相談会の他に、必要に応じて個別相談会も企画しています。初めての開催ですが、楽しく有意義な時を過ごせる会になるように頑張りたいと思います。

## 構成劇を残すために

### 中部支部

今年三月に行われたチャリティーコンサートを受けて、その収益金の一部を、特に前半の薬害AIDSに関する構成劇の内容を広く伝えていく活動にあてたいという案が出ています。具体的には、音声のCD化、シナリオの出版などが候補にあがっています。この件についてご意見・ご要望などありましたらご連絡下さい。

また、相談事業は、専門家相談員の先生を中心に、出張相談を行うなど、徐々に活発化しています。これ

からも、各事業の充実に努めていきたいと考えております。

## 悲しみを越えて：

### 九州支部

今年も九州は亜熱帯の猛暑に見舞われましたが、皆様お元気でしょうか。九州支部では遺族相談・医療相談を受ける一方、五月からは調査事業に本格的に着手、八月には阿蘇で充実した原弁合宿を挙行了しました。それに先立つ熊大・松下教授の医療講演で急速に進展する治療情報に目を見張りました。しかしその一方で、この一年間に五名の方が亡くなり、弔問に向う度にこれ以上遺族を増やしたくないとの思いを新たにしているところなのです。

## ご寄附のお礼

\*「薬害エイズチャリティーコンサート実行委員会」および「東海薬害エイズを考える会」からコンサート収益金百六十八万九千五百円をご寄附いただきました。



保険医協会のお二人

\*大分県保険医協会の主宰で、一九九六年九月に「HIV被害者支援募金・大分」(代表世話人：大塚芳和)が発足しました。この募金は、血液製剤によるHIV感染被害者・家族の支援を目的としたもので、県内各地の病院などにペットボトル型の募金箱を設置し、広く市民にも呼びかけられました。この募金より、九八年七月に「被害者の救済事業のために」と今年も八十四万七千四百四十円を事業団にご寄附いただきました。募金は今後継続して行われます。多額のご寄附をありがとうございます。

## ● 賛助会員募集中 ●

学生会員 年間 一〇 1,000円  
個人会員 年間 一〇 3,000円  
団体会員 年間 一〇 10,000円  
(何口でも結構です)

- はばたき福祉事業団の運営を安定させるために、賛助会員を募集しています。ごも家族やお知り合いの方にも声をかけて頂けると幸いです。
- 賛助会員の皆さんには、ニュースをお送りします。
- お申し込みは、郵便振替用紙に住所・氏名等ご記入の上、会費を添えて、郵便局からお振込み下さい。

### <郵便振替>

口座番号 00130-2-396502  
名義 はばたき福祉事業団

活動を進めるための大きな力となるご寄付もよろしくお願ひ致します。

## ■■■■■■ 編集後記 ■■■■■■

初年度の活動を賛助会員の皆さんに報告しなければ、ということで紙面が増えてしまいました。

原告患者の訃報が届きショックを受けています。もう誰もこれ以上亡くならないことを祈るだけです。



## はばたき福祉事業団

- 本 部 〒162-0814 東京都新宿区新小川町9番20号 新小川町ビル5階  
TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126
- 北海道支部 〒064-8506 札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター  
TEL/FAX 011-551-4439
- 東北支部 〒980-0804 仙台市青葉町大町2-3-12 大町マンション402号  
増田法律事務所気付  
TEL 022-215-0303 FAX 022-215-0301
- 中部支部 〒460-0001 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5階 柴田・羽賀  
法律事務所気付 TEL/FAX 052-241-5953(月・火・木のみ)
- 九州支部 〒814-0002 福岡市早良区西新4丁目9-39 中野ビル6階  
西新共同法律事務所気付 TEL 092-844-0106